

入札公告

根室市新ごみ処理施設整備・運営事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定に基づき、総合評価一般競争入札を実施するので、同施行令第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに根室市契約規則（昭和39年根室市規則第31号）第3条の規定により公告する。

令和6年7月26日

根室市長 石垣 雅敏

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 根室市新ごみ処理施設整備・運営事業
- (2) 工事場所 根室市幌茂尻70番地1
- (3) 予定価格 19,709,800,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計額を含む。）
予定価格を構成する設計・建設業務に係る対価の内訳額
8,809,900,000円
予定価格を構成する運営業務に係る対価の内訳額
10,899,900,000円
- (4) 工期 事業期間：事業契約締結日から令和30年3月31日まで
設計・建設期間：事業契約締結日から令和10年9月30日まで
運営・維持管理期間：令和10年10月1日から令和30年3月31日まで
- (5) 工事概要 根室市新ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）
「第2」のとおりとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札説明書「第3」のとおりとする。

3 入札の手続き

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

令和6年7月26日（金）に入札公告し、同日から入札説明書等を本市のホームページにおいて公表する。

参考資料（要求水準書添付資料）は、本市にて入札参加希望者へ配付する。

当該資料は希望者に郵送にて配布するため、事務局へ電話連絡の上、メールにて送付先を連絡すること。

(2) 入札説明書等に関する質問受付

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に

必要事項を記入の上、E-mailにより事務局に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel (windows版) とすること。

本市は、当該質問書を受領したことを確認するため、E-mailにより、本市の受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が無い場合は、事務局へ必ず電話確認を行うこと。

イ 受付期間

第1回：令和6年7月26日（金）から令和6年8月9日（金）17時まで

第2回：令和6年9月30日（月）から令和6年10月4日（金）17時まで

なお、第2回の質問については、入札説明書「第5 1(5)参加資格審査結果の通知」の参加資格審査により参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

(3) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する第1回質問への回答は、令和6年8月30日（金）に、第2回質問への回答は、令和6年10月18日（金）に本市ホームページにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等は行わない。

なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本市が判断した質問については回答しない。また、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。

4 入札参加資格審査申請書の提出

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

入札説明書「第6」のとおりとする。

(2) 提出先

根室市常盤町2丁目27番地 根室市市民生活部廃棄物処理施設整備推進課

TEL：0153-23-6111

(3) 受付期間

令和6年9月6日（金）までの開庁日の9時から17時まで。

(4) 提出方法

持参によるものとし、郵送等によるものは受け付けない。

5 入札参加資格の審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和6年9月20日（金）付で郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本市に対して、参加資格がないと認められた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することによりその理由について書面により説明を求めることができる。

なお、書面は令和6年9月27日（金）までの開庁日の9時から17時までに次の提出先に持参又は郵送することとし、ファクシミリ等によるものは受け付けない。

提出先：根室市市民生活部廃棄物処理施設整備推進課

- (2) 理由を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表に対して、速やかに郵送により書面にて回答する。

7 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに「入札辞退届」（入札説明書様式第9号）を提出すること。

8 入札提出書類の提出

入札参加者の代表企業は、入札説明書「第6」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては事務局に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

(2) 提出先

根室市常盤町2丁目27番地 根室市市民生活部廃棄物処理施設整備推進課

(3) 受付期間

令和6年11月29日（金）までの開庁日の9時から17時までとする。

9 提案書に関するヒアリング

事業者選定委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に本市より通知する。

(1) 開催日時

令和6年12月頃

(2) 実施方法

ヒアリングは、入札参加者毎に行い、時間は、1入札参加者につき60分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答30分）を想定する。

10 開札

令和6年12月頃（予定）

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に本市より通知する。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の納付

免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(2) 契約保証金の納付

落札した者は、建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1に相当する額以上の金額を納付しなければならない。ただし、共同企業体を組成する場合は、根室市契約規則第33条第1項第9号の規定より免除する。

12 契約者

本工事契約は「根室市長 石垣 雅敏」であるので、委任状、入札書の宛先は契約者宛にすること。

13 仮契約書作成の要否

本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号に規定する議会の議決を要する工事であるので、別に配布する建設工事請負契約の締結に関する契約書により仮契約を締結し、根室市議会において議決された後、本契約を締結する。

また、基本契約及び運營業務委託契約については、本事業に係る建設工事請負契約の締結について根室市議会の議決が得られ、これに係る議決書を発注者が受託者に送付した日から7日以内で発注者の指定する日に本契約として成立する。

14 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び建設工事競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格者であっても、審査後、指名停止を受け、入札執行時点において指名停止期間中である場合は、その者のした入札は無効とする。

15 その他

- (1) 入札参加者は、根室市の建設工事競争入札心得等その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本告示に記載のない事項等詳細は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）による。